◎新潟県告示第183号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第37条の規定により、小木港における重要国際埠頭施設の水域において設定する制限区域の指定（平成27年３月新潟県告示第420号）の一部を次のように改正し、平成31年２月26日から実施する。

平成31年２月26日

小木港港湾管理者　新　潟　県

代表者　新潟県知事　　花　角　　英　世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改　正　後	改　正　前
１　（略） ２　指定する区域 小木港北埠頭２号岸壁及びその沖40メートルに設置した係留施設（ドルフィン）並びにこれらの施設を結ぶ線から前面泊地に向かって60メートルの範囲の水域	１　（略） ２　指定する区域 小木港北埠頭２号岸壁から前面泊地に向かって60メートルの範囲の水域